令和８年４月８日

保護者　様

足利市立筑波小学校長
山﨑　修二

学校感染症による出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことです。児童が下記の感染症にかかった場合は、本人の休養と他への感染、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）となります。

医師の許可が出るまでは家庭でゆっくり休養し、**登校の際には医師の許可をいただいてから**（口頭でよい）、登校してください。今年度より「登校届」の提出は不要とします。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

＊学校感染症（出席停止になる病気）と診断されたら･･･

① 診断後	○ 医療機関で診断されたら、学校へすみやかに連絡する。 **〈学校への連絡内容〉**＊印は、保護者が医師に確認する。 ・病名（ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞの場合は、ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞＡ型かＢ型か）　・診断された病院名、初診日 ・発症した日　・症状（発熱、発疹、嘔吐、咳、腹痛など） ＊治癒までのおおよその期間 ＊登校開始の目安（解熱後２日過ぎるまで、咳が治るまで、発疹がかさぶたになるまで･･･等） ○ 医師の指導を守り下表の登校基準を参考に、出席停止期間が終わるまでは自宅で療養する。
② 治癒後	○ 医師より登校の許可が出たら、登校を再開する。

＊主な感染症における登校基準一覧＊

～学校保健安全法施行規則より～

感染症名	登校基準（目安です。個人差もあるため、必ず医師の指示に従ってください。）
新型コロナ感染症	発症後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで
インフルエンザ	発症後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで
麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫れが発現した後５日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹（３日はしか）	発疹がすべて消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱(ﾌﾟｰﾙ熱)	主要症状が消退した後２日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療開始後２４時間を経て、解熱し、全身状態が良好になるまで
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がよい者
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態がよい者
手足口病	全身状態が安定した者
ヘルパンギーナ	全身状態が安定した者
伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態のよい者